

姫 監 公 表 第 4 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局随時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局随時監査結果報告書

令和 6 年度 デジタル戦略本部定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

デジタル戦略本部

デジタル戦略室

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和 6 年 9 月 10 日から同年 11 月 15 日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 夢前ケーブルネットワーク使用料収納事務（デジタル戦略室）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

ア 統合運用支援業務委託契約事務（デジタル戦略室）

イ 姫路市統合ログ管理システム運用保守業務委託契約事務（デジタル戦略室）

ウ 姫路ライフ・スマート都市実装コンソーシアム事務局運営業務委託契約事務（デジタル戦略室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、再委託承諾に係る事務
手続が実施されていなかった。

契約書により再委託は原則禁止されており、書面による再委託申出、再委
託承諾があった場合のみ再委託できるので、委託先に再委託申出書を提出さ
せ、決裁を経た上で、承諾書を交付されたい。